

名護労働基準監督署

〒905-0011

沖縄県名護市字宮里452番地の3 名護地方合同庁舎1階

電話 0980-52-2691

Fax 0980-53-2304



うちなー健康経営宣言

令和3年度全国安全週間及び労働災害の発生状況等について



神ヶ森（じんがむい）の光文字（名護市東江）



全国安全週間の今年度スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間とは…

安全意識の高揚と安全活動の定着を目的として実施している取組みで今年で94回目を迎えます。

労働災害防止対策は、産業安全携わる皆様方の努力によって支えられており、令和2年1月から12月までの労働災害による死亡者数は802人（全国）と3年連続で過去最少となりました。一方で休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という）は131,156人（全国）と増加傾向にあり、特に沖縄県内における死傷者数は昭和47年の統計開始以来最多となる

1,352人（前年比 106人増、8.5%増）

となりました。

全国安全週間 令和3年7月1日から7月7日

準備期間 令和3年6月1日から6月30日

安全週間準備期間及び本週間では、

新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底いただき、

①**経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一**

②**安全パトロールによる職場の総点検の実施**

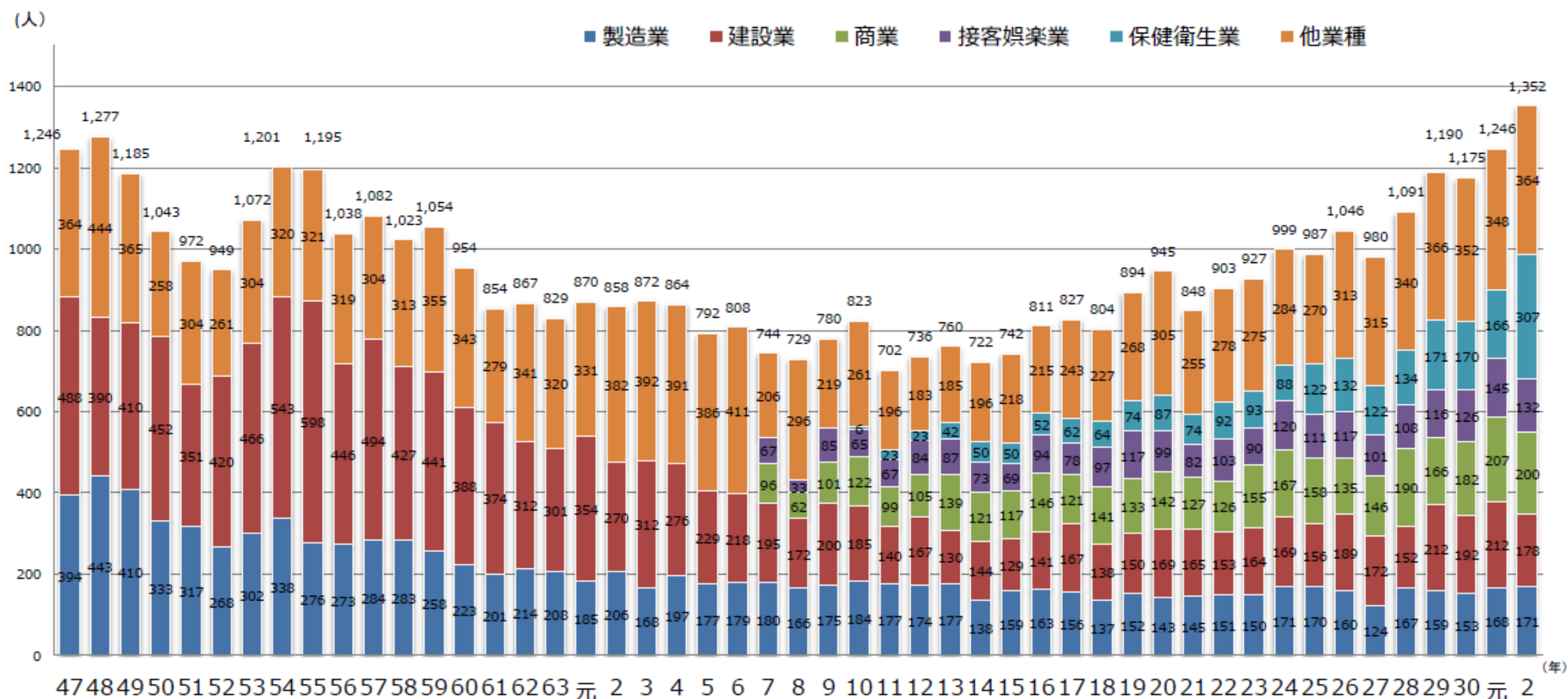
③**緊急時の措置に係る必要な訓練の実施**

などの安全意識高揚のための活動を何か一つでも、できることから取組みをお願い致します。

県内における労働災害(休業4日以上)発生状況の推移

休業4以上の死傷災害

- ・労働災害は減少傾向にあったが、平成11年を境に、増減を繰り返しながら増加傾向にある。
- ・令和2年は昭和47年以降で過去最多となった。



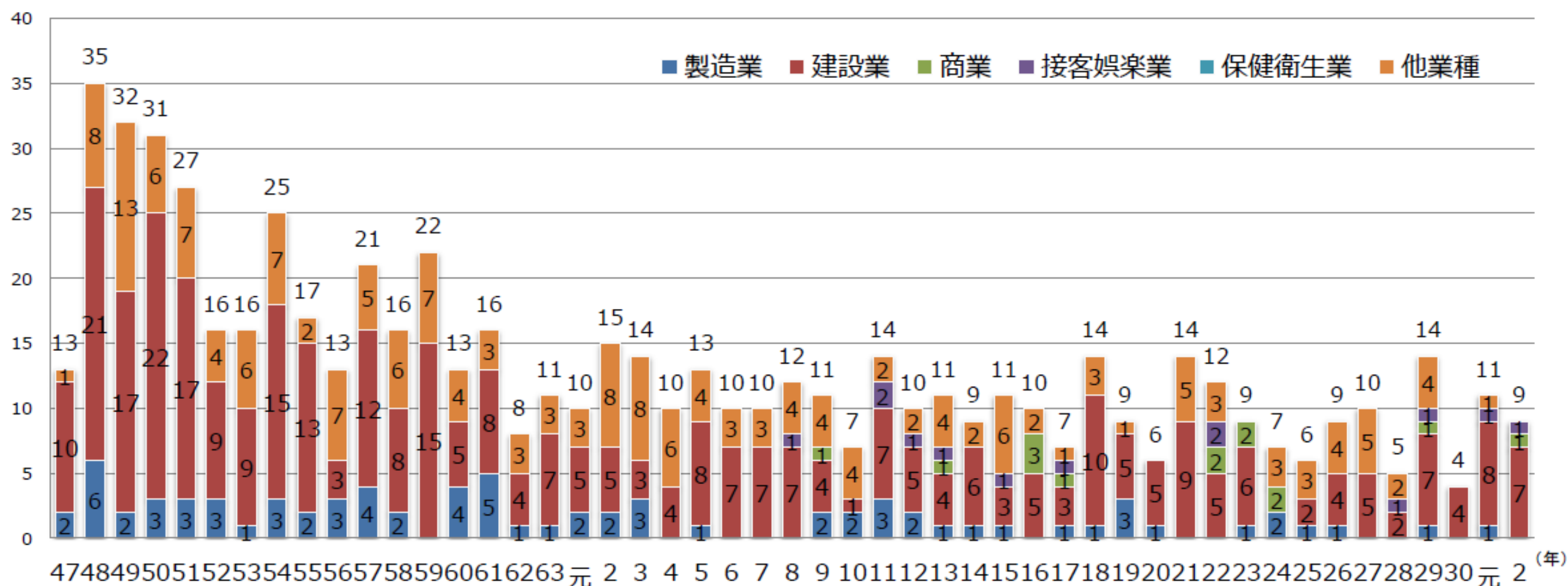
- (注) 1 休業4以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

県内における労働災害(死亡)発生状況の推移

死亡災害

- ・死亡災害は昭和48年をピークに減少傾向にあったが、その後は10人前後で推移している。
- ・令和2年は減少し、前年比マイナス2人、18.2%減少した。
- ・令和2年においても建設業における死亡災害の割合が高く、全体の8割近くを占めている。

(人)



- (注) 1 死亡者数は死亡災害報告による。
 2 平成6年以前について、商業及び接客娯楽業は他業種に含まれる。
 3 平成9年以前について、保健衛生業は他業種に含まれる。

令和2年において沖縄県内の転倒災害（休業4日以上）は、346件発生しています。

職場でこんなことはありませんか？



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドに引っかかって転んだ!!

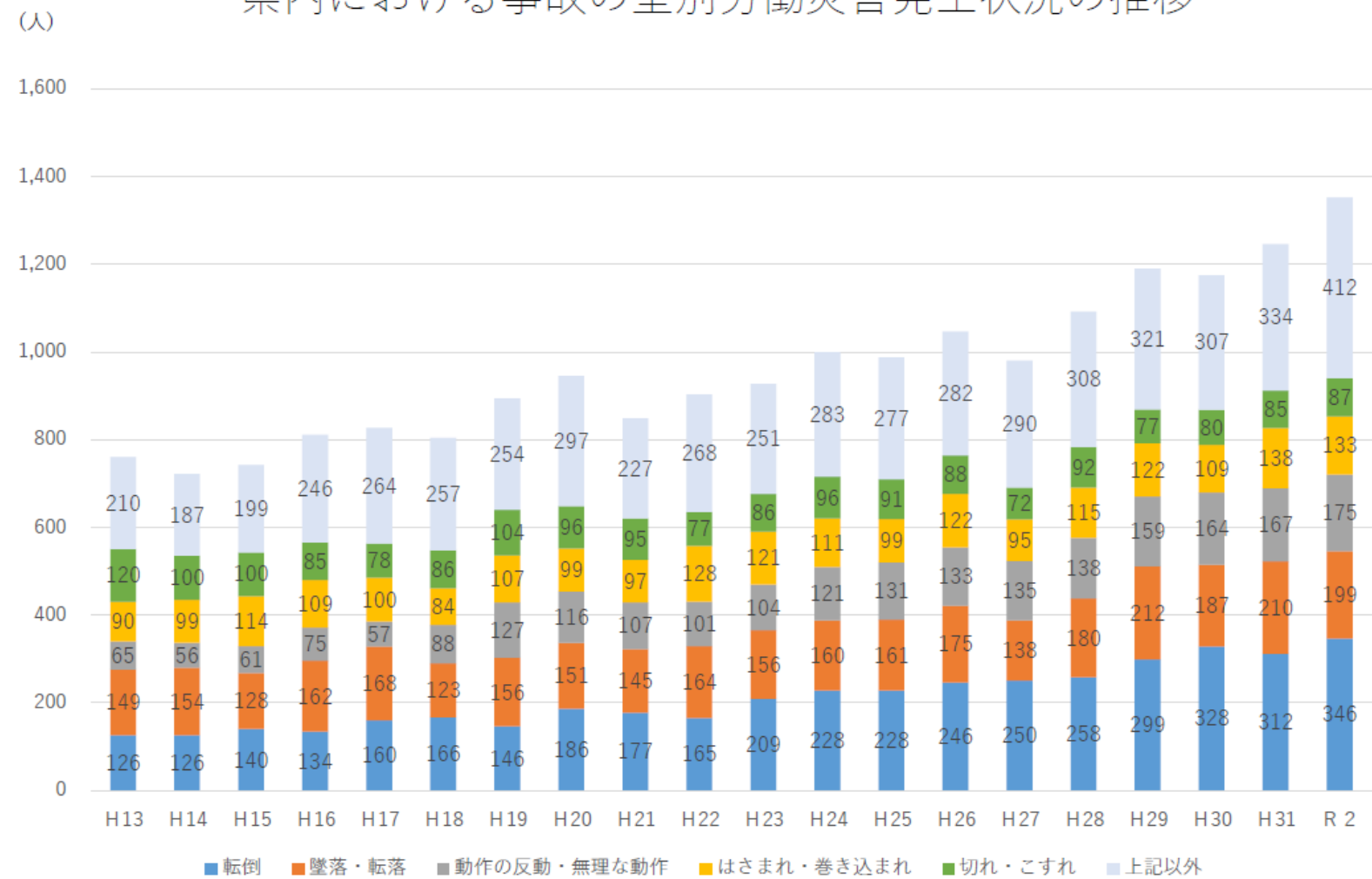


階段を踏み外した!!



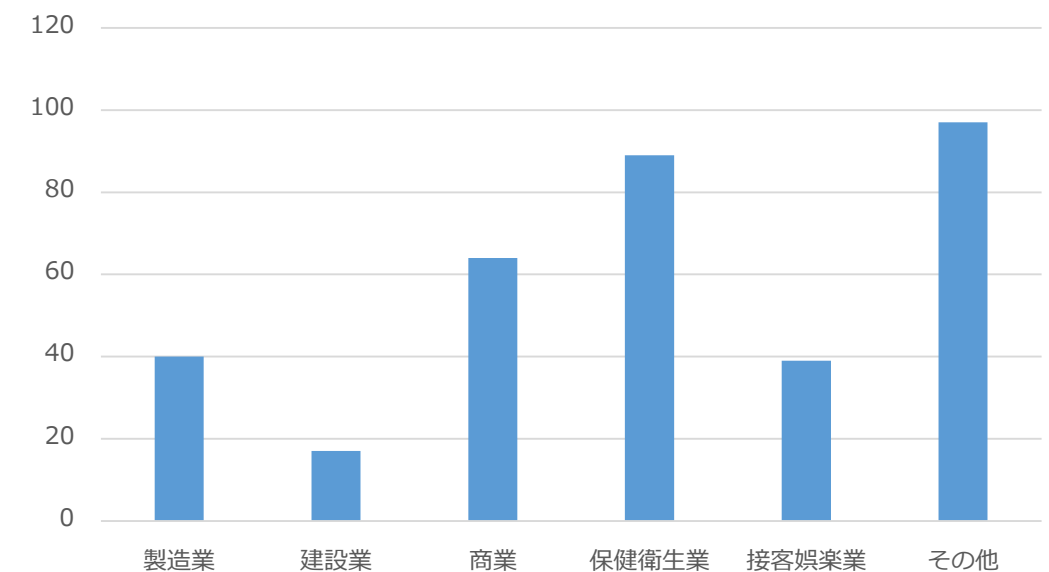
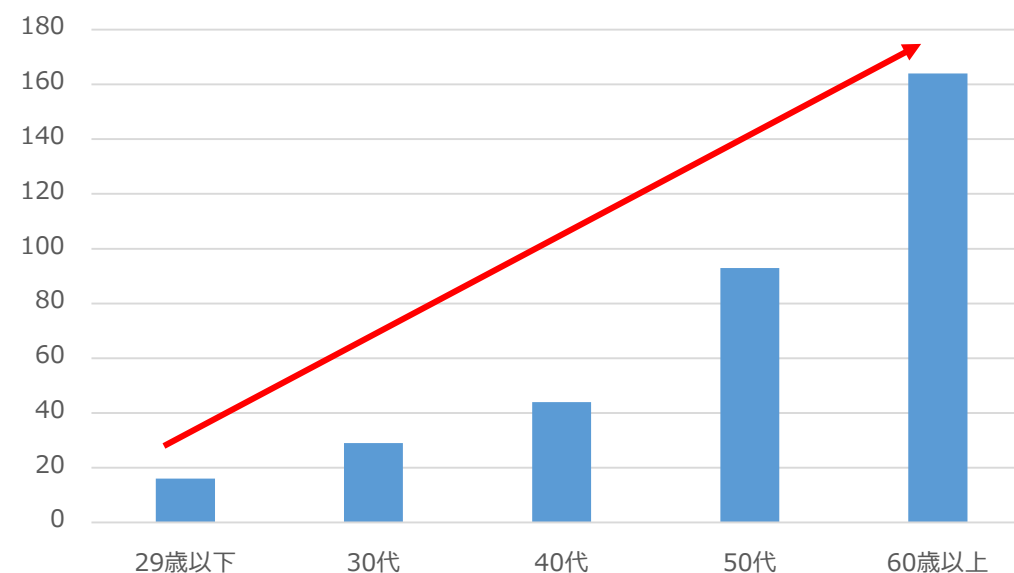
電源コードに引っかかって転んだ!!

県内における事故の型別労働災害発生状況の推移



仕事中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」



▶ 職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目		✓
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

STOP！転倒災害

！

3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
 転倒によるケガの**約6割**が休業**1か月以上**のケガです！！

1 作業場所の整理整頓

2 作業場所の清掃

3 毎日の運動

▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
 皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り

つまずき

踏み外し

厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
 具体的な対策はこちらをチェック！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

STOP！転倒 検索



チェックリスト

令和2年において沖縄県内で脚立などを起因物とした労働災害（休業4日以上）は、73件発生しています。改めて安全使用の確認をお願いします。

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

☐ 脚立は安定した場所に設置している

☐ 開き止めに確実にロックをかけた

☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない

☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている

☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている

☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる

☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない

☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)

☐ 作業は頭の真上でしない

☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

1 丈夫な構造

2 材料は著しい損傷、腐食等がない

3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える

4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

天板や踏みさんに身体を当て安定させる

天板

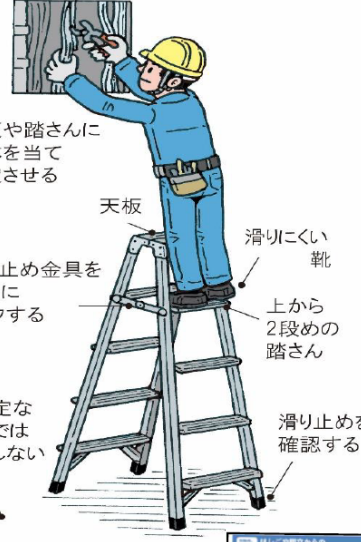
滑りにくい靴

開き止め金具を確実にロックする

上から2段めの踏みさん

不安定な場所では使用しない

滑り止めを確認する

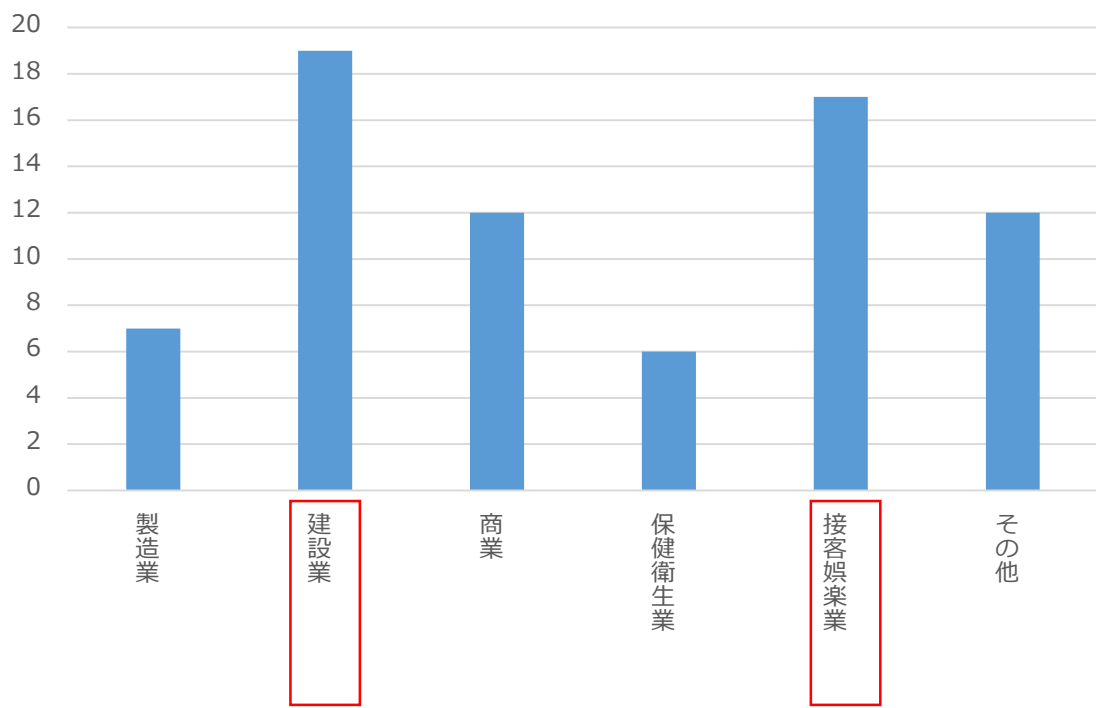


高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

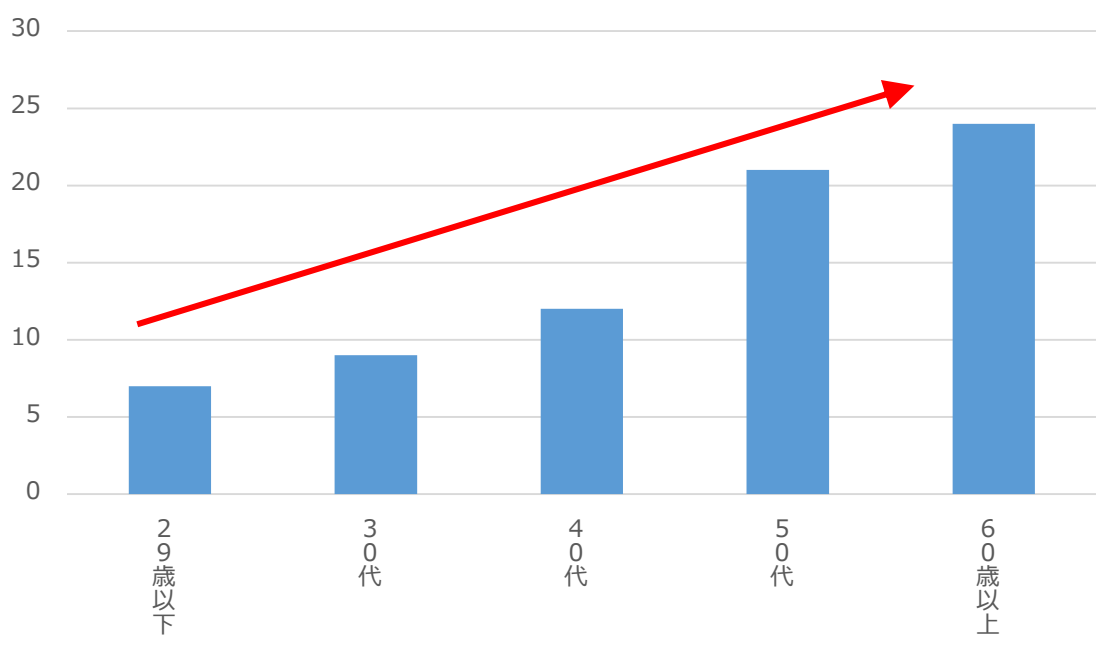
「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)



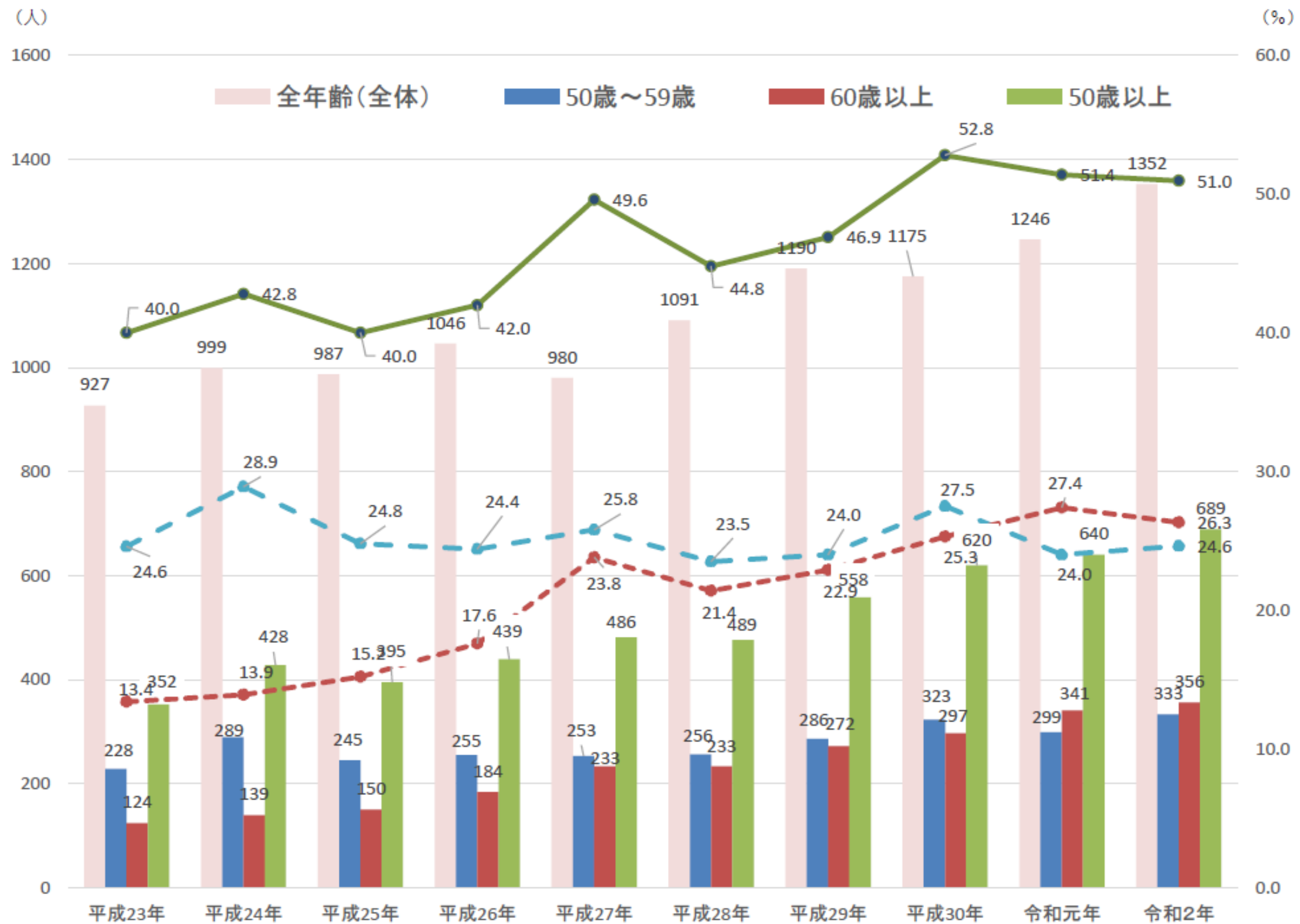
業種	発生件数
製造業	7
建設業	19
商業	12
保健衛生業	6
接客娯楽業	17
その他	12



年齢	発生件数
29歳以下	7
30代	9
40代	12
50代	21
60歳以上	24

全死傷者数の50%以上が50歳以上の労働者で、増加傾向にあります。

県内における高年齢労働者等の労働災害発生状況の推移

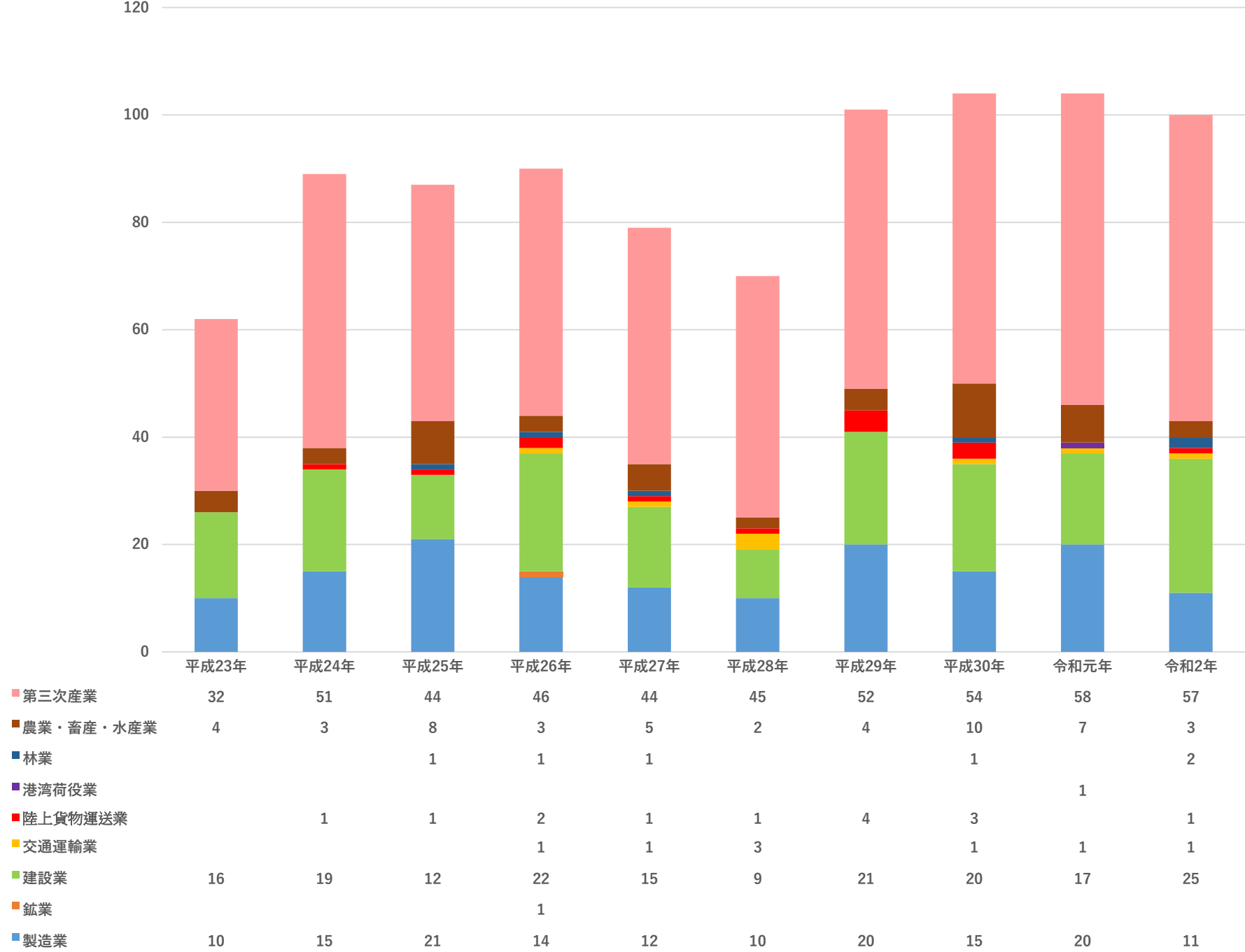


(※1) 折線グラフは全年齢(全体)に占める各年齢層の割合を示す。

(※2) 労働者死傷病報告により作成。

北部地区

過去 1 0 年間の労働災害の推移



上のグラフは北部地区における過去 1 0 年間の休業 4 日以上の死傷災害の推移を示す

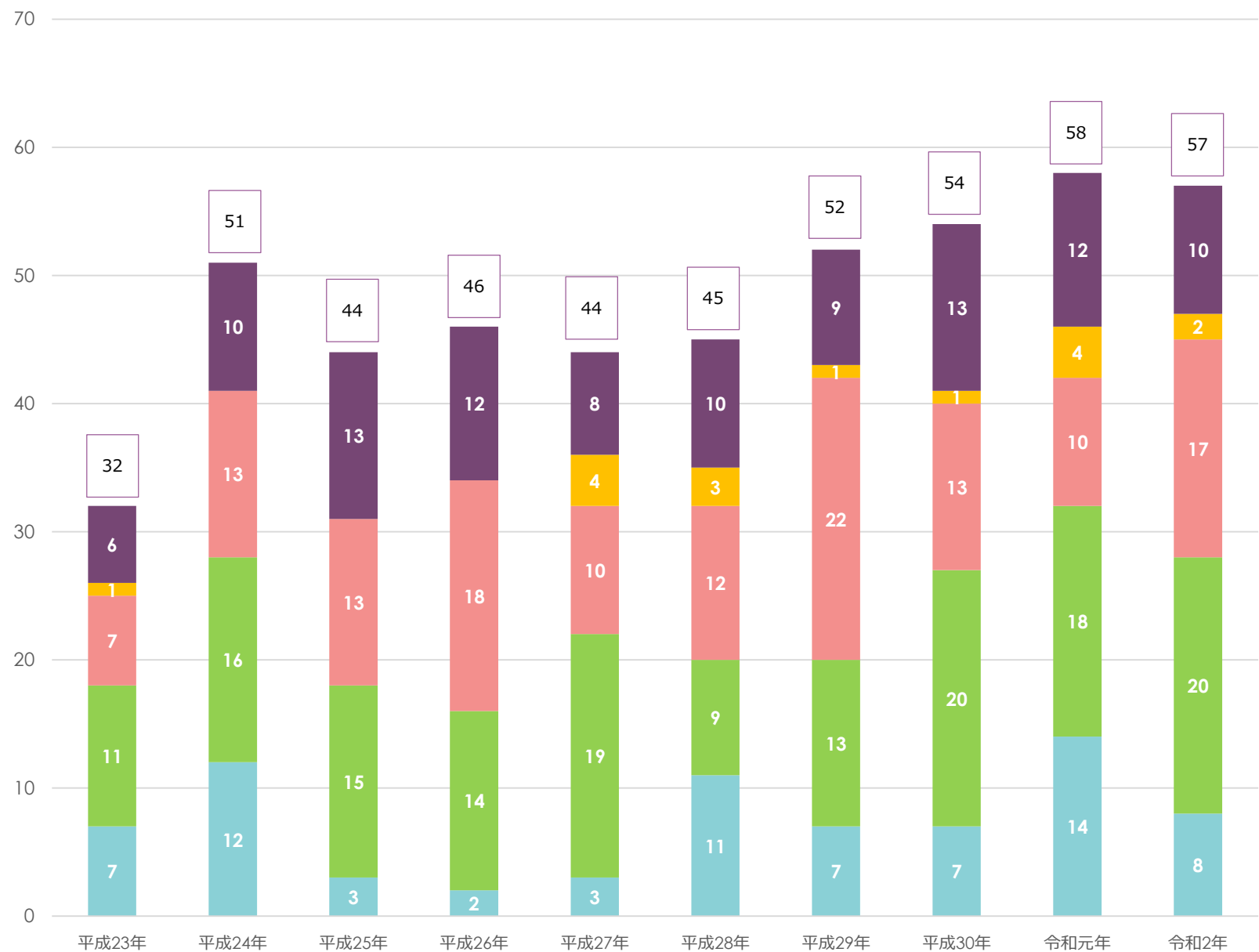
業種別では、製 造 業 11件（前年比-9件）

建 設 業 25件（前年比+8件）

第三次産業 57件（前年比-1件）

となっている。

北部地区



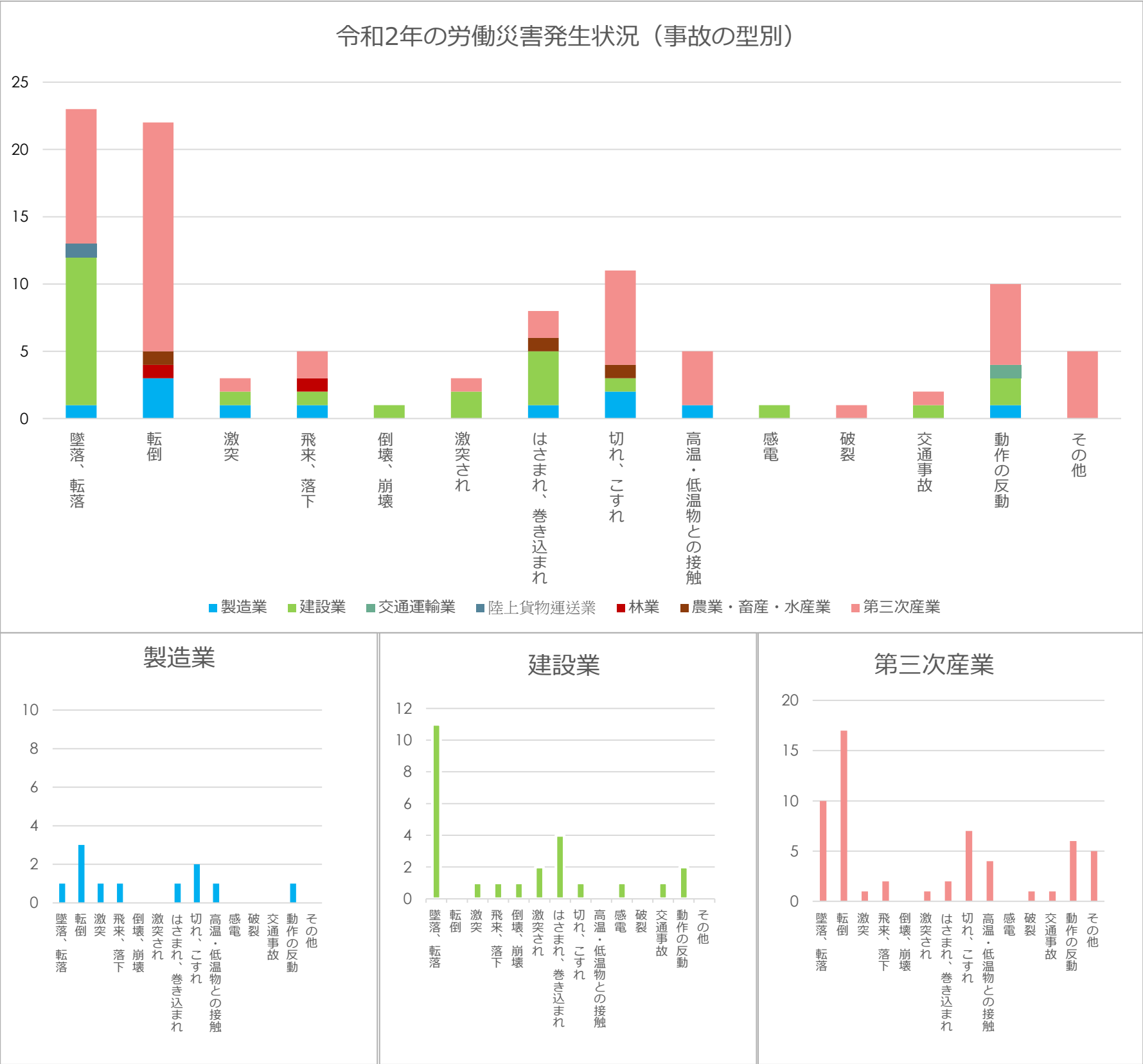
上のグラフは第三次産業における過去 10 年間の労働災害の推移を示す

推移を見ると第三次産業の労働災害は増加傾向で、令和 2 年の発生状況は、過去 10 年間で 2 番目に多い。

令和 2 年の第三次産業の労働災害は、「接客娯楽業」と「保健衛生業」で増加がみられる

※ その他の業種：金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ビルメシ除く）、官公署、その他の事業

北部地区



事故の型は「墜落、転落」及び「転倒」災害が最も多く、21件ずつ発生している。

業種別にみると、製造業は「転倒」「切れ、こすれ」

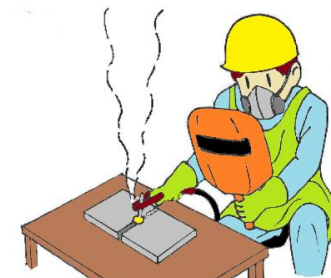
建設業は「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」

第三次産業は「転倒」「墜落、転落」災害が多く発生した

法改正①

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。



施行日、経過措置

●施行日 令和3年4月1日

ただし、以下について特例措置あり

・作業主任者の選任は令和4年4月1日

・金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合について、濃度測定は令和4年3月31日まで、濃度測定結果に伴う措置（※）は令和4年4月1日

※換気装置の風量の増加その他必要な措置、再度の濃度測定、有効な呼吸用保護具の選択及び使用、1年以内ごとに1回のフィットテストの実施

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要がある。 ・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければならない。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)			
					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
					フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					選任義務(4/1～)			
全体換気、特殊健康診断の実施 その他必要な措置	実施義務(4/1～)							

令和5年4月1日

法改正②

電離放射線障害防止規則（目の水晶体被ばく限度）が改正されました

令和3年
4月1日
施行

厚生労働省 × ラジエーションハウス
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare
現代医療を支える「画像診断」を行う診療放射線技師と放射線科医によって繰り広げられる物語!!

改正 電離放射線 障害防止規則

目の水晶体の被ばく限度が下がります!!
防護眼鏡を着用し、
新たな限度を守りましょう!!

年間 ~~150~~ mSv → 年間 50 mSv
5年間 100 mSv

変更

詳細は裏面で

令和3年2月

令和3年4月1日から**改正電離則**により、
目の水晶体に受ける**等価線量**の
限度が引き下げられます!

新たな被ばく限度とポイント

電離則第5条の改正により、
目の水晶体に受ける等価線量は、

5年間に付き **100 mSv**
および
1年間に付き **50 mSv**
を超えてはいけなくなります。

「5年間」の途中に新たな事業場の放射線業務従事者となった場合は、
前の事業場から交付された線量の記録（なければ前の事業場から再交付を受けてください。）を
新たな事業場に提供して、「5年間」の始期以降の
被ばく線量を確認できるようにしてください。

防護眼鏡などの使用時には、
胸部（または腹部）や襟元などに
装着した放射線測定器に加え、
防護眼鏡の内側などに装着した
放射線測定器による測定で算定することもできます。

経過措置対象医師*は、目の水晶体に受ける等価線量の
限度が次のとおりになります。

令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 1年間に付き50mSv
令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 3年間に付き60mSvおよび1年間に付き50mSv

*適宜その他の適切な放射線防護措置を講じてもおその目の水晶体に受ける等価線量が5年間に付き100mSvを超える
おそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの。

経過措置対象医師に指定される場合は、その旨が
通知されるとともに、氏名、医籍登録番号、診療科名、
経過措置対象となる具体的な事由が記録され
令和8年3月31日まで保存されます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

法改正③

石綿障害予防規則（事前調査や届出など）が改正されました

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しが無いことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和3年4月～）

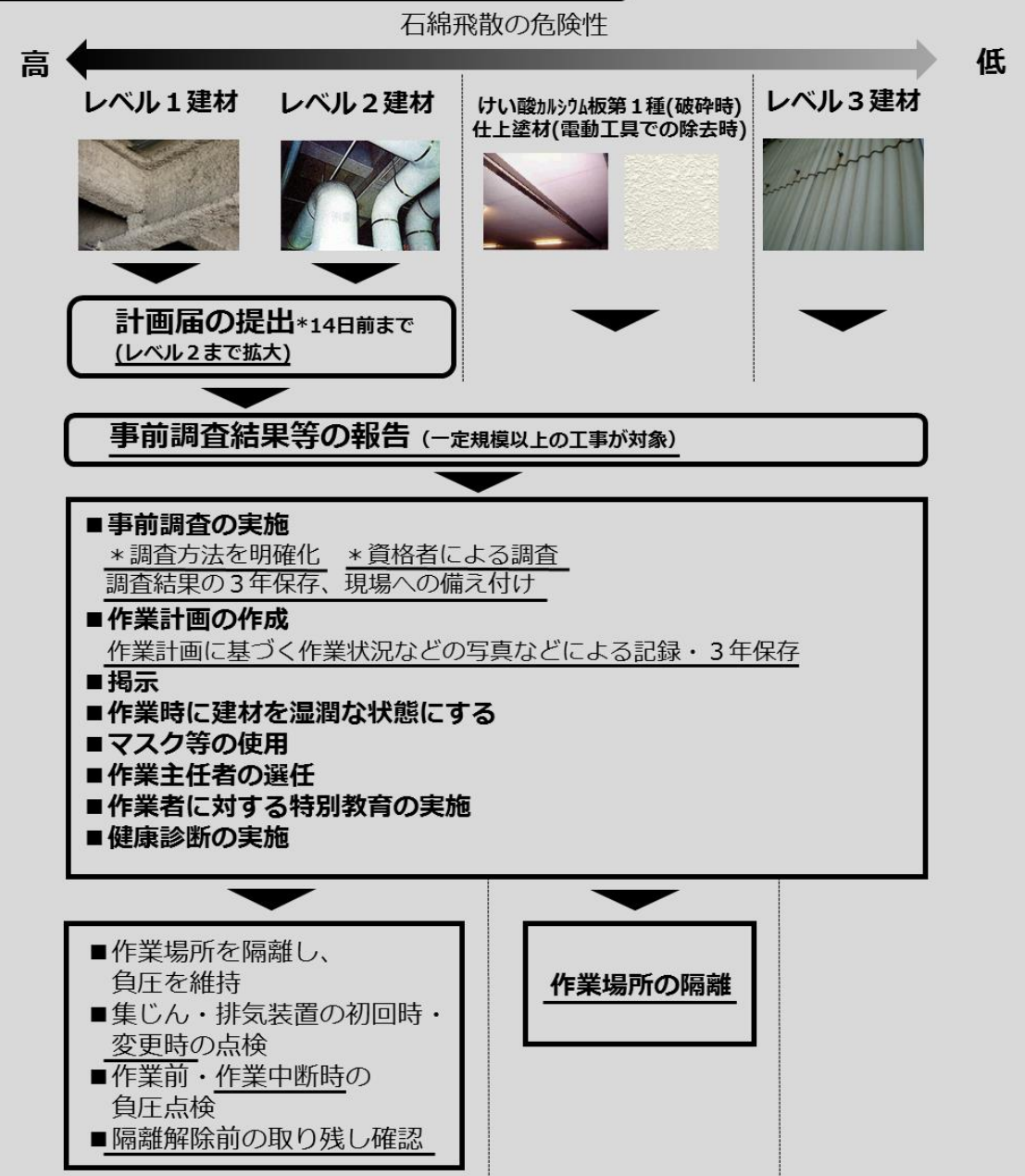
写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

石綿対策の規制が変わりました

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が改正事項



[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

注意喚起①

県内にて令和3年に死亡災害発生！熱中症対策の徹底をお願いします

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。
☐	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。
☐	休憩場所の整備	休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
☐	通気性の良い服装など	
☐	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です！
☐	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
☐	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・いったん作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



注意喚起②

職場で新型コロナウイルスに感染した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります！！

新型コロナウイルス感染症による労働災害も
労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1) 労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3) 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ 新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、
労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい、後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
※ 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■ お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.11)